

重機等安全作業ガイドライン（株植木組）

平成 8 年 4 月制定
平成 10 年 4 月改訂
平成 16 年 3 月改訂
平成 31 年 3 月改訂
令和 3 年 3 月改訂
令和 3 年 12 月改訂
令和 6 年 3 月改訂

◎ 趣旨

重機等の災害防止については、安全作業基準として「車両系建設機械等の危険防止」及び「クレーン等の危険防止」が定められていたが、平成 8 年 4 月に「車両系建設機械の用途外使用」及び「重機等の作業半径内立入禁止」について安全作業の基準を定め、本ガイドラインを制定した。また、制定後に発生した災害・事故の再発防止、法令の改正及び使用される重機等の変化に対応するため改訂を行った。

1 共通事項

(1) 事前検討

事前審査等作業着手前に、作業目的に応じて機械（機種・能力）を選定し、機械の使用・配置計画書を作成する。

- ① 計画届該当工事 社内審査時（安衛法 88 条）
- ② 計画届非該当工事 施工計画書（安全衛生管理計画書）作成時

(2) 作業計画

作業着手前までに協力会社に重機等作業計画書を提出させ確認・指導する。
資材搬出入等スポット作業でのクレーン作業計画等の確認・指導を忘れないこと。

- ① 対象機械（安衛則 638 条の 4）
 - ・ 機体重量 3 t 以上の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用、基礎工事用、解体用、締固め用）
 - ・ 移動式クレーン（吊り上げ荷重 3 t 以上）
 - ・ コンクリートポンプ車
- ② 指導事項
 - ・ 車両系建設機械の作業計画の元方計画との適合性（安衛則 155 条）
作業計画は地形、地質の状態、支障物（埋設物・架空線）等を調査・記録し、それに基づき使用する車両系建設機械の種類・能力、運行経路、作業方法を明示していること。
 - ・ 移動式クレーンの作業方法の元方計画との適合性（クレーン規則第 66 条の 2）
作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、荷の重量、支障物（埋設物・架空線）、移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、作業の方法、転倒を防止するための方法、労働者の配置・指揮の系統を決定していること。

(3) 作業打合せ

作業打合せにおいて、重機等作業計画書を基に機械の使用予定（作業内容・場所及び条件・埋設物・架空線・荷の種類・形状・重量等）を協議し、変更を含め記録する。

重機等作業計画書（写し）を重機運転者に渡し、内容確認のサインをもらい、重機内に携帯させる。作業内容が変更された際は、新たに確認する。

(4) 運転者の服装等

着衣等の操作レバーへの引っ掛けりによる誤操作を防止するため、作業服、雨合羽の前立て・袖・ポケットは閉じ、安全（反射）チョッキ※・安全帯・工具袋等は外して運転席への昇降及び運転を行う。

※ J R 等発注者から安全（反射）チョッキの着用を重機運転者が求められている場合はこの限りではない。

2 車両系建設機械の用途外使用の禁止

ドラグ・ショベル（バックホウ）による荷の吊り上げ等（安衛則 164 条）

(1) 用途外使用の禁止

- ① クレーン機能を備えないドラグ・ショベル等によるクレーン作業は禁止とする。
- ② クレーン機能付きドラグ・ショベル等によりクレーン作業を行う際は、必ずクレーン機能を有効にする。（移動式クレーンとして扱われ、用途外使用には該当しない）

(2) 運転資格（クレーン則 68 条・安衛則 36 条 16 号、安衛令 20 条 12 号・安衛則 36 条 9 号）

- ① クレーン機能付きドラグ・ショベル等によりクレーン作業を行う場合は、運転する機体の吊り上げ能力に応じ移動式クレーン運転士免許（5t 以上）、小型移動式クレーン運転技能講習修了者（1t 以上 5t 未満）

- 又は移動式クレーンの運転業務に関する安全のための特別教育（1t 未満）を受けた者が行うこと。
- ② クレーン機能付きドラグ・ショベル等により積込、掘削等、車両系建設機械の用途で作業を行う場合は、運転する機体の重量に応じ、車両系建設機械運転技能講習の修了者（3t 以上）又は車両系建設機械の運転の業務に関する特別教育（3t 未満）を受けた者が行うこと。

3 車両系建設機械・移動式クレーンの作業半径内立入禁止

- (1) 作業予定に応じて立入禁止範囲を明示し、玉掛け作業員以外の立入を厳禁する。また、荷の振れ止め（介錯綱等）の要否は現場で協議し決定する。（安衛則 158 条、クレーン則 74 条）
- ① 立入禁止範囲
- ・重機本体と走行、アーム・ブーム等作業装置の可動範囲。ただし、誘導者に誘導させるときはこの限りでない。運転者は誘導に従う。
 - ・移動式クレーンの上部旋回体と接触のおそれのある場所及び吊り荷の下。（クレーン則 74 条、74 条の 2）
- ② 立入範囲の明示
- 柵、ロープ、旗、標識、コーン、バリケード等見てわかる物的明示を行う。
- (2) 機械の運行範囲を含め、他の作業員に接近するおそれのない場所を除き、機械の作業指揮者・誘導者・合図者（兼務でも可）を配置し、機械単独作業を禁止する。誘導者・合図者はヘルタイ、腕章等により明示する。
- (3) やむを得ず立入禁止範囲内に入る場合、立入者は重機運転者にパーの手を揚げ合図を送り、運転者が重機等を停止し作業員にグーの手を揚げ合図を返した後に立ち入ることができる。（グーパー運動）

4 移動式クレーンの転倒防止

- (1) 巻過防止・過負荷制限・傾斜角制限関連装置の作業開始前の点検及び安全装置解除の禁止
(クレーン則 78 条)
- (2) 荷揚げ荷降し場所とクレーン設置位置の事前検討（クレーン則 66 条の 2）
- (3) 十分な広さを有する水平堅土上での設置（鉄板による補強含む）（クレーン則 70 条の 3）
- (4) アウトリガー又はクローラの原則最大張り出しによる使用（クレーン則 70 条の 5）
- (5) 強風（10 分間の平均風速 10m/s 以上）時の作業中止及びジフ固定等の転倒防止措置
(クレーン則 74 条の 3、4)
- (6) 荷を地切りしない状態での旋回禁止

5 玉掛け作業

- (1) 玉掛け者、合図者及び玉掛け補助者等を配置し、玉掛け作業責任者（玉掛け者又は合図者と兼任可）を指名。玉掛け者、合図者はヘルタイ、腕章等による明示を行う。
- (2) 玉掛け後、玉掛け者は荷から 3m 以上離れ、微動巻き上げで 30cm 地切りし、停止した状態で 3 秒間、荷の安定を確認する。（玉掛 3・3・3 運動）
- (3) 玉掛け者は使用する移動式クレーンの吊り上げ能力に応じ玉掛け技能講習修了者（1t 以上）又は玉掛けの業務に関する特別教育（1t 未満）を受けた者が行う。（クレーン則 221、222 条）

6 敷鉄板処理作業

- (1) 敷鉄板の吊り方は、現場条件に応じて決定することとするが、平面 4 点ないし 3 点吊りの場合は風の影響を考慮すること。
- (2) 専用の吊り具（吊りビーム等）を用いて 2 点吊りを行う場合、又はやむを得ず 1 点吊りを行う場合は次のいずれかによること。
- ① 穴あき鉄板は専用のフック（はずれ止め付）又はシャックルを使用すること。
- ② 穴なし鉄板ははずれ止め付の専用クランプを使用すること。
- ③ いずれの場合も、ワイヤロープの種類（玉掛け用ワイヤロープ使用・台付用ワイヤロープ不可）と径を確認すること。（クレーン則 215 条）
- なお、荷及び天候等作業条件に応じて荷の振れ止めの措置をすること。
- (3) 鉄板付着土除去作業は原則として行わないこととするが、必要上やむを得ない場合は「天地返し」により行い、吊り荷の下には絶対入らせないこと。（クレーン則 74 条の 2）

注意事項

- ・安衛法＝労働安全衛生法、安衛令＝労働安全衛生法施行令、安衛則＝労働安全衛生規則
- クレーン則 ＝ クレーン等安全規則
- ・法令規則による箇所は条項を記入し、当社の基準には下線を記している。